保育委託契約書

注意：下記は例です。依頼会員（医師）と保育サポーターの間で契約内容を確認するためのものです。トラブルを避けるためにも契約書を交わしてください。この注意書きは削除してください。

保育委託者（氏名 ）を甲とし、保育受託者（氏名 ）を乙として、甲と乙とは、本日、次の通り保育委託契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、乙に対し、甲の子である （以下、丙という）の保育を委託し、乙はその委託を受託することを約する。

（保育委託の期間および時間）

第2条 保育委託の期間及び時間は、別に作成する覚書に定めるところによる。

（委託料）

第3条

1. 甲は、乙に対し、別に作成する覚書に定める委託料を支払う。
2. 甲は、前項の委託料を、乙に支払うものとする。
3. 甲が委託料を支払う時期および方法は別に作成する覚書に定めるものとする。

（丙に関する情報開示）

 第4条

1. 甲は、保育を委託する前に、丙に関する下記情報を開示するものとする。
2. 現在及び過去における疾病、アレルギー等
3. 食事に関する留意事項
4. 現在及び過去に使用している薬の名称及び使用方法等
5. かかりつけの病院の情報
6. 緊急の連絡先（2箇所以上とする）
7. その他保育に関して注意すべき事項
8. 前項の情報開示は、別に作成する事前打ち合わせ票を提出することによって行う。
9. 乙が甲から開示された個人情報（個人情報保護法第2条1項に定められたものをいう）につ　　　　いては、個人情報保護法の規定に則って取り扱うものとする。

（保育の方法）

第5条

1. 乙は、前条に基づき甲から開示を受けた情報にしたがって、丙の保育を行う。
2. 乙は、細心の注意をもって丙の保育を行い、保育中に丙に病気その他の異変があったとき　は、直ちに甲に連絡するものとし、甲と連絡がとれない場合は、乙は善良なる管理者の注意をもって対処する。
3. 甲は、乙から前項の連絡を受けたときは、直ちに乙と協力して万全の措置を講ずるものとする。

（丙の引き渡し）

第6条 甲は、毎日の保育委託の開始時に、乙に対してのみ丙を引き渡すものとし、乙は保育受託の終了時に、いかなる理由があっても甲以外の者に丙の引き渡しをしない。ただし、甲にやむを得ない事由があるときは、甲の意思を十分に確認したうえで、甲の指定する者に引き渡すことができる。

（丙の食事代・被服費等の負担） 第7条

1. 甲は、別に作成する覚書に記載した経費を負担する。
2. 乙は、甲の依頼または了解を得ないで支出した費用の精算を甲に求めることができない。

（契約の解除） 第8条

1. 契約の解除は別に作成する覚書に定めるところによる。ただし甲または乙は、相手方に次の事由の一つでも発生したときは、何らの通知勧告を要せずに、本契約を直ちに解除することができる。

1. 丙が甲以外の保育に適さないとき。
2. 甲または乙に相手方の信頼を損なう言動があったとき。
3. 本契約の条項に違反したとき。
4. その他本契約を継続しがたいやむを得ない事由があったとき。

（免責事項）

第9条 いかなるトラブルが生じた際も甲及び乙は本契約の仲介者にその責を問わず、甲と乙の責において解決するものとする。

（定めのない事項）

第10条本契約に定めのない事項は、甲と乙とが協議のうえ定めるものとする。

以上の通り契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙とは、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 （住所）

(氏名） 印

乙 （住所）

（氏名） 印